（4）包括外部監査人の就任状況

外部監査は、従前の監査制度の問題点として指摘されてきた、監査機能の専門性と独立性を強化することによって、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的として導入されたもので、包括外部監査と個別外部監査がある。都道府県、政令指定都市及び中核市では、包括外部監査が義務づけられており、その他の地方公共団体においても、条例で制定することによって導入が可能となる。

包括外部監査人には、地方自治法上、弁護士、公認会計士、実務経験者のほか、税理士も就任することができることになっており、包括外部監査人は補助者を選任することができる。

ほとんどの地方公共団体では、包括外部監査人に公認会計士が選任されており、弁護士が選任されているのは、全体の１割程度となっている。日弁連では、より多くの弁護士が包括外部監査人に選任されるよう、研修の実施等の各種取組を行っている。

資料2-3-7　包括外部監査人 －資格別人数－（2015 年度）

	人　数	割　合（%）
弁護士	11	9.2%
公認会計士	103	86.6%
税理士	5	4.2%
合　計	119	100.0%

【注】1．日弁連調べによる。
2．包括外部監査報告書に複数の資格を記載している者は、表で先に記載する資格の人数に含めている。

2015 年度に弁護士が包括外部監査人に就任した地方公共団体は次のとおりである。

資料2-3-8　弁護士が包括外部監査人に就任した地方公共団体（2015 年度）

①東京都八王子市	②神奈川県	③新潟県新潟市	④岐阜県岐阜市	⑤大阪府
⑥大阪府堺市	⑦大阪府高槻市	⑧岡山県岡山市	⑨徳島県	⑩高知県
⑪長崎県				

【注】日弁連調べによる。